

議案第 5 4 号

小松島市の公務員倫理に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市の公務員倫理に関する条例(平成 1 9 年小松島市条例第 7 号)の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 6 月 1 0 日提出

小松島市長 中 山 俊 雄

小松島市の公務員倫理に関する条例の一部を改正する条例

小松島市の公務員倫理に関する条例（平成19年小松島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第6条」を「第9条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。